

京都市介護保険要介護認定申請手続について

要介護認定の申請手続は、本人や家族が行うほか、介護事業者に代行してもらうこともできます。

介護事業者を通じて申請される方へ

申請代行ができるのは、次の事業者です。

- ◎高齢サポート（地域包括支援センター）、◎指定居宅介護支援事業者、
- ◎指定介護老人福祉施設、◎介護老人保健施設、◎介護医療院、
- ◎地域密着型介護老人福祉施設

これらの事業者のケアマネジャーなど担当者へ、認定申請手続について相談・依頼をしてください。

【必要書類】

- (1) 要介護認定申請書
 - (2) 介護保険被保険者証（原本）
 - (3) 認定調査連絡票（※「新規申請」及び「要支援からの変更申請」の場合のみ）
 - (4) 医療保険被保険者証 等（※第2号被保険者のみ、原本又はコピー）
- ※令和6年12月2日以降は「有効な医療保険被保険者証」、「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」のいずれかが必要。

(5) 個人番号カード 等

◎平成28年1月から、申請書へマイナンバーの記入が必要になります。

◎また、本人申請の場合と同様に介護事業者へ申請代行を依頼するときでも、記載された番号が正しいかどうかの「番号確認」が必要となりますが、個人番号カードや通知カード等の写し（※）でも可能です。その場合は、コピーをケアマネジャーなど担当者へお預けください。

（※）個人番号カードの裏面、通知カード又はマイナンバーが記載された住民票・住民票記載事項証明書のいずれか のコピー

介護事業者が申請手続の範囲を超えて利用者のマイナンバーを取り扱うことは法律で禁止されています。なお、預かった「個人番号カード等のコピー」を事業者が記録するなどして手続完了後に保管することのないよう、京都市から介護事業者へ周知しています。

個人番号カード 見本

(裏面)



(表面)



通知カード 見本

